

その他の30号証明

1. 概説

(1) 証明の内容

30号証明のうち、一定の書式が定められていないもので、公館が確認した事実について証明するもの。外国文、日本文のいずれでも発給する。

(注) 外国文による証明の場合は必ず公館長が署名する。

(2) 使用目的

使用目的は多種多様であるが、いずれの場合も、公館長が在留邦人の利益保護等のため必要があると判断したものに限る。

(3) 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

(4) 30号証明として取り扱わないもの

(イ) 仏教徒である旨の信仰証明、個人が本邦へ持ち帰る物品である旨の証明、或は、入国目的及び滞在日程についての証明等個人の心情・意思に関する問題は本来証明になじまないものであるから取り扱わない。

このような場合、客観的に必要性があると判断される場合には、申立事項につき宣誓供述書を作成し、それを現地公証役場にもちこみ、私書証書を作成してもらうよう指導する。これに面前署名させて同人の署名証明で処理する。

(ロ) 申請人に対する現地官憲の求めるものが必ずしも公館の証明書でなくてもよい場合(例えば、報道関係者である旨の証明)は、領事担当官の便宜供与依頼の書簡により処理する。ただし、これらの文書中に「証明する」、「推薦する」、「保証する」等の文言を用いてはならない。

2. 発給条件

(1) 提出先及び使用目的が明らかで、かつ、真にやむを得ない事情があること。

(2) 公文書等により証明する事項を立証できること。

(3) 本人が公館に出頭して申請すること。代理申請は認めない。

(4) 申請人は日本人に限る。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける(公館において写を作成してもよい)。

(1) 本人であることを確認できる公文書(例えば、旅券、現地官憲当局発行の身分証明書)

(2) 証明事項を立証する公文書等

4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、発給条件を

満たしているか否かを審査すると共に、提出先により日本文による証明か外国文による証明かを決める。

(2) 必要書類等を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(4) イ. 日本文による証明書の場合

根拠文書等から証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。

ロ. 外国文による証明書の場合

根拠文書等から証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入し、公館長が署名の上、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

(注) 現地事情により本証明を恒常に取り扱う場合は、公館で現地事情に見合う一定書式を作成し、本省の許可を得た上で領事担当官が代理署名してもよい。

ただし、必ず現地事情、使用目的、提出先、所定の書式、取扱件数等を本省に報告し、本省の許可を得てから実施すること。この場合、担当官の官職氏名を担当官の署名の下に記入の上、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

(5) 根拠文書（公文書）があるときは、証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。

(6) 完成した証明書の写をとる。

(7) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。

(8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

(9) 申請書、証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

Request for Certificate of Residency

Date : / /

Name of Pension Recipient : (seal) .

(seal)

Present Address :

Date of Birth :

Address :

Address :

As required for the reason stated below, I hereby request
Certification of the fact that I am presently residing at the above
stated address.

Reason for request : To obtain pension payments

Pension certificate number

Symbol : **Number :**

Certificate of Residency

I hereby certify that the person stated above is residing at the above address.

Date : / /

Certifying Official : _____ (seal)

証明発給申請書

No. _____

発行年月日 _____

交付年月日 _____

在 大使殿

申請者署名 _____

申請年月日 _____

○ 下記1. の理由のため、下記2. の証明を発給申請します。なお、証明の必要部数は下記3. に記載のとおりです。

記

1. 発給申請理由 (2通以上の場合はその理由も) _____
2. 希望証明書 _____
3. 証明必要部数 _____ 通
4. 氏名 (漢字及びローマ字) _____
5. 生年月日 (明治、大正、昭和、平成、令和) _____ 年 _____ 月 _____ 日
6. 本籍地 _____
7. 旅券番号及び発行日 _____
8. 滞在国での現住所原文及び日本文 _____
9. 電話 () 自宅 _____ () 会社 _____
(注: 昼間連絡が可能な電話番号にレ印を記入して下さい。)
10. 在留届 年月頃提出済

公印確認申請書
APPLICATION FORM FOR AUTHENTICATION
OF OFFICIAL SEAL(S)

平成 年 月 日
 Date: Year Month Day

あなたの氏名 (社名) Applicant's name (Company)	電話番号(携帯) Telephone number(Mobile):
---	---------------------------------------

証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination	在本邦 Embassy / Consulate	使用目的 Purpose of use	

★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).

書類 Document(s)	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者: Family register(s) (Head of family:)			
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他: Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others:)			
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・ その他: Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)			
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他(Others:)			
	5 健康診断書 Medical certificate(s)				
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers				
公印名 Name of official seal					
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)	年 Year	月 Month	日 Day	号 No.	Total 通

(注1)公印確認は、日本にある外国の大使館(領事館)が領事認証を付与するために必要とされるもので、求めがある場合のみ申請できます。You can apply for authentication of official seal(s) only for legalization by the foreign consul in Japan.

(注2)公印確認済の文書は3年間の保存期間が経過した後、廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が失われてしまう可能性もありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the authenticated document(s) will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付	受理番号
------	------

記入例

公印確認申請書
APPLICATION FORM FOR AUTHENTICATION
OF OFFICIAL SEAL(S)

平成 26 年 2 月 1 日
Date: Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)	外務太郎	電話番号(携帯) Telephone number(Mobile): 03-3580-3311
---	-------------	--

日中連絡のつく電話番号を
ご記入ください。

証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination	在本邦 中國 大使館・領事館 Embassy / Consulate	使用目的 Purpose of use	就業許可

ご本人の書類の場合は本人
にチェック、代理人の場合は
代理人にチェックしてください。

何のために書類を利用されるか
ご記入ください。
例: 査証取得、出生届手続き等

書類 Document(s)	★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).									
	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者): Family register(s) (Head of family:)								
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他): Education document(s) (Graduation/Completion Transcript(s)/Others:)								
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・その他): Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)								
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他: Others:)								
	5 健康診断書 Medical certificate(s)									
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers									
公印名 Name of official seal	警視総監									
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)	26 年 1 月 31 日	7100	号 No.	Total 通	1					

書類の発行者の肩書き
(公印を押した方の肩書き)
例: ○○市長、○○区長等

申請する
書類の数

(注1) 公印確認は、日本に書類の発行日付が領事認証を付与するために必要とされるもので、求めがある場合のみ申請できます。You can apply for authentication of official seal(s) only for legalization by the foreign consul in Japan.
発行番号

(注2) 公印確認済の文書は3年以内に提出された後、廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が失われてしまう場合もありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the authenticated document(s) will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付		受理番号	
------	--	------	--

アポスティーユ申請書
APPLICATION FORM FOR APOSTILLE
「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」

平成 年 月 日
 Date: Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)		電話番号(携帯) Telephone number(Mobile):
証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned <input type="checkbox"/> 本人 Self <input type="checkbox"/> 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)		

(※) 代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination		使用目的 Purpose of use	

書 Document(s)	★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).						
	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者): Family register(s) (Head of family:)					
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他): Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others:)					
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・その他): Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)					
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他: Others()					
	5 健康診断書 Medical certificate(s)						
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers						
発行者肩書 Capacity of the person signing the document(s)							
発行者氏名 Name of the person signing the document(s)							
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)	年 Year	月 Month	日 Day	号 No.	Total	通	

(注1)アポスティーユは、外国公文書の認証を不要とする条約(ハーグ条約)の締約国(地域)が提出を求めている場合のみ申請できます。
 You can apply for apostille only when it is required from member country of the Hague Apostille Convention.

(注2)アポスティーユ済の文書は3年間の保存期間が経過した後、廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が失われてしまう可能性もありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the document(s) affixed apostille will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付			
証明番号	受理番号		

記入例

アポスティーユ申請書

APPLICATION FORM FOR APOSTILLE

「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」

平成 26 年 2 月 1 日
Date : Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)	外務 花子	電話番号(携帯) Telephone number(Mobile): 03-3580-3311
---	-------	--

日中連絡のつく電話番号を
ご記入ください。

証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination	イタリア	使用目的 Purpose of use	国籍取得

ご本人の書類の場合は本人
にチェック、代理人の場合は
代理人にチェックしてください。

何のために書類を利用されるか
ご記入ください。
例: 査証取得、出生届手続き等

★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).		
書類 Document(s)	1 婚姻要件具備証書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者): Family register(s) (Head of family:)
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他): Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others:)
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・ その他): Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他(Others:)
	5 健康診断書 Medical certificate(s)	
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers	
発行者肩書 Capacity of the person signing the document(s)	警視総監	
発行者氏名 Name of the person signing the document(s)	領事太郎	
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)	H26 年 1 月 31 日 12〇〇 号 1 Year Month Day Total No. 1 通	

書類の発行者の肩書き
(公印を押した方の肩書き)
例: ○○市長、○○区長等

書類の発行者の名前
例: ○○市長、○○区長の
名前等

申請する
書類の数

(注1)アポスティーユは、外国公文書の認証を不要とする条約(ハーグ条約)の締約国(地域)が提出を求めている場合のみ申請できます。
You can apply for apostille if your country is a member state of the Hague Apostille Convention.

(注2)アポスティーユ済みの書類は、発行から3年以内に提出する必要があります。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が認められないことがありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the document(s) affixed apostille will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付		受理事務番号	
証明番号			